8. 料金の支払方法

（1）処分料金の請求

料金の請求は、原則として月ごとにまとめ、翌月に請求します。（消費税及び地方消費税並びに産業廃棄物税も含む）

（2）料金精算

請求書に記載された支払期限までに、指定する口座に振り込んでください。支払期限までに入金が確認できないときには、搬入停止、契約の解除などを行う場合があります。

（3）受入廃棄物の種類及び標準処分単価

当処分場の標準処分単価は以下のとおりです。

なお、単価には消費税及び地方消費税並びに産業廃棄物税は含まれておりません。

産業廃棄物の種類		処分単価	標準比重※1
燃え殻		22,000 円／ t	1.14
汚　泥	無機性のもの	20,000 円／ t	1.10
	有機性のもの	30,000 円／ t	
廃プラスチック類		22,000 円／ t	0.35
シュレッダーダスト		23,000 円／ t	
紙くず		22,000 円／ t	0.30
木くず		22,000 円／ t	0.55
繊維くず		22,000 円／ t	0.12
動物又は植物に係る固形状不要物（動植物性残さ）		22,000 円／ t	1.00
ゴムくず		22,000 円／ t	0.52
金属くず		22,000 円／ t	1.13
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず		15,000 円／ t	1.00
廃石膏ボード		20,000 円／ t	
石綿含有廃棄物（非飛散性アスベスト）		30,000 円／ t	
鉱さい		20,000 円／ t	1.93
コンクリートの破片その他これに類する不要物（がれき類）		18,000 円／ t	1.48
石綿含有廃棄物（非飛散性アスベスト）		（再掲）	
ばいじん		30,000 円／ t	1.26
産業廃棄物を処分するために処理したもの（政令１３号廃棄物）		25,000 円／ t	1.00
廃石綿等		110,000 円／ t	0.30

※1：受入単価は重量当たりの単価のみです。これは、環境省が示している換算係数に基づくものであり、受け入れる廃棄物の比重がこの換算係数と著しく異なる場合、契約時の処分単価は変動します。

※2：1か月の廃棄物の搬入量が1tに満たない場合は、1tとして料金を請求させていただきます。

（4）産業廃棄物税

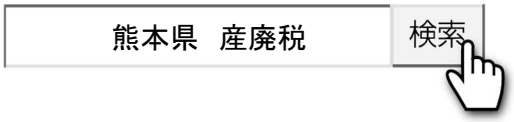
熊本県では、産業廃棄物税を平成 17 年 4 月 1 日から導入しています。これは循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制、再利用及び再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用にあてられる目的税です。

税額は、最終処分場に搬入された産業廃棄物の重量 1 トンにつき1，000円（1kgあたり1円）が徴収されます。

熊本県産業廃棄物税条例の規定により、税金の負担は排出事業者とさせていただきます。

※産業廃棄物の収集運搬には課税されません。

※詳細は、熊本県税務課ホームページ（外部リンク）をご参照ください。



9. その他留意事項

（1）施設・処分状況確認

廃棄物処理法第12条第7項にある事業者による処理の状況に関する確認を希望する場合は、施設・処分状況確認申込書【様式 11】を希望日の2週間前までに提出してください。

施設・処分状況チェックリストの回答や公開情報の確認等が必要な場合は、事前にご連絡ください。

（2）報告事項

法令等違反による改善命令などの行政指導を受けた場合は、自主的に文書にて報告してください。

（3）電子マニフェストのご利用について

当事業団は、電子マニフェスト（JW-NET）に加入しています。電子マニフェストをご利用される場合は、以下の内容をご確認ください。

① 事前に利用開始の加入者番号と公開パスワードを電子メール（hannyu@kksj.jp）、又は FAX（0968-53-8510）にてお知らせください。

② システム中の「数量確定者」は、「処分業」と設定してください。

③ 当事業団の加入者番号は「**3016060**」、公開確認番号は「**777355**」です。

④ 搬入当日は「受渡確認票」を紙出力のうえ、お持ちください。